



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社スプリックス
代表者名 代表取締役社長 常石 博之
(コード番号：7030 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 平井 利英
(TEL. 03-6416-5476)

執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年11月13日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月10日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 3,000株
(3) 処分価額	1株につき金 1,440 円
(4) 処分価額の総額	4,320,000円
(5) 割当予定先	当社の執行役員 3名 3,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022 年 10 月 1 日付けで執行役員制度を導入しましたが、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、2025 年 10 月 1 日付けで重任した当社の執行役員 3 名（以下「対象者」といいます。）に対して金銭債権合計 4,320,000 円を付与し、それを現物出資させて本自己株式処分として当社の普通株式 3,000 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

対象者は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象者との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象者は、2025 年 12 月 10 日（払込期日）から 2028 年 11 月 30 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了）その他当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により当社の取締役、執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を 35 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象者が当社の取締役、執行役員若しくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を35で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年11月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,440円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上